



定期第950号 令和8年5月29日発行

目 次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
280	公営企業の業務状況を公表する件	財政課
281	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	交流拠点戦略課
282	同	文化振興課
283	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農山漁村振興課
284	同	同
285	歳入の指定納付受託者を指定した件	建設管理課
286	指定公金事務取扱者に公金事務を委託した件	港湾政策課

【病院局告示】

番 号	表 題	担当課名
5	特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件	

【監査委員公表】

番 号	表 題	担当課名
7	包括外部監査結果報告に対する措置状況	

【公安委員会規則】

番 号	表 題	担当課名
10※	生活安全警察関係の行政処分に関する規則の一部を改正する規則	

徳島県告示第280号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2の規定により、令和7年度下半期の徳島県病院事業、徳島県電気事業、徳島県工業用水道事業、徳島県土地造成事業、徳島県駐車場事業及び徳島県流域下水道事業の業務の状況を次のとおり公表する。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課に備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第281号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
公益財団法人徳 島県スポーツ協 会	鳴門市撫養町立岩 字四枚61番地	1 徳島県都市公園 条例（昭和33年徳 島県条例第20号） 第12条第2項に規 定する使用料（徳 島県蔵本公園及び 徳島県鳴門総合運 動公園の有料公園 施設等に係るもの に限る。）の徴収 の事務 2 徳島県立中央武 道館の設置及び管 理に関する条例（ 昭和63年徳島県条 例第26号）第11条 第1項に規定する 使用料の徴収の事 務	令和8年3月 26日	令和8年4月 1日

徳島県告示第282号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
公益財団法人徳 島県文化振興財 団	徳島市藍場町二丁 目14番地	徳島県立文学書道館 の設置及び管理に関 する条例（平成14年 徳島県条例第14号） 第10条第1項に規定 する観覧料及び同条 第2項に規定する使 用料の徴収の事務	令和8年4月 1日	令和8年4月 1日

徳島県告示第283号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する

。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
北井上西部土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
監 事	有 井 幸 男		徳島市国府町西黒田字東傍示64-1
同		大 寺 將 弘	同 23

徳島県告示第284号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、土地改良区の役員
の退任及び就任について届出があったので、同条第19項の規定により次のとおり公告する

。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

- 1 土地改良区の名称
新野土地改良区
- 2 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	中 村 克 孝	中 村 克 孝	阿南市見能林町浜浦8-16
同	幸 田 敏 詮	幸 田 敏 詮	同 新野町谷口119
同	天 羽 謙 吉	天 羽 謙 吉	同 海老川173
同	久 米 秀 昭	久 米 秀 昭	同 助道116-2
同	貞 本 秀 昭	貞 本 秀 昭	同 平川内12
同	岩 尾 政 秀	岩 尾 政 秀	同 貞持59-3
同	久 米 勢 一		同 室ノ久保58-2
同	山 脇 利 仁		同 信里14
同	一 宇 昭 典	一 宇 昭 典	同 大歳144-2
同	元 野 浩	元 野 浩	同 本田63
同	井 上 茂	井 上 茂	同 友常73-1
同	金 久 博	金 久 博	同 西光寺213-1
同	谷 公 義	谷 公 義	同 西地45-2
同	藤 江 一 幸		同 新田98-3
同		久 米 正	同 反古田41
同		笹 井 徳 訓	同 花免38-1
同		折 野 敏 彦	同 新田16-1
同		中 村 稔	同 秋山124
監 事	平 口 敏 夫		同 平川内6
同	岡 本 驍	岡 本 驍	同 藤谷55-4
同	近 藤 義 昭	近 藤 義 昭	同 林138
同		森 口 裕 司	同 花免77

徳島県告示第285号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次に掲げる者を建設業許可・経営事項審査電子申請システムに係る手数料の指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住所又は事務所の所在地	指定年月日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東十丁目11番 4	令和8年4月1日

徳島県告示第286号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定
公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年5月29日

徳島県知事 後藤 田 正 純

名 称	住 所 又 は 事務所の所在地	委託した公金事務	指定年月日	委託年月日
アマノマネジメ ントサービス株 式会社	神奈川県横浜市港 北区菊名七丁目3 番22号	徳島県港湾施設管理 条例（昭和30年徳島 県条例第32号）第8 条に規定する使用料 （沖洲マリンターミ ナル駐車場に係るも のに限る。）の徴収 の事務	令和8年2月 17日	令和8年4月 1日
本四海峡バス株 式会社	兵庫県神戸市中央 区海岸通二丁目2 番3号サンエービ ル西館3階	同	同	同

徳島県病院局告示第5号

徳島県病院局財務規程（平成17年徳島県病院局管理規程第9号）第107条の規定により例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成8年徳島県規則第22号）第1条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年5月29日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県立三好病院総合医療情報システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立三好病院事務局経営・情報担当
三好市池田町シマ815-2
- 3 契約の相手方を決定した日
令和8年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通 J a p a n 株式会社西日本公共ビジネス統括部（徳島）
徳島市かちどき橋2丁目29番地1
- 5 契約金額
46,019,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

徳島県監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、徳島県知事から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月29日

徳島県監査委員 鹿山公弘
 同 大西康生
 同 福山正啓
 同 木下賢功
 同 仁木啓人

平成30年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
 監査テーマ：試験研究機関について

IV 公有財産管理（普通財産（土地））

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
166-171	農林水産総合技術支援センター			
	旧農業大学校（貸付地：V社及びW社との契約）	<p>違約金については、公序良俗に反しない程度に、それ相応の金額を設定し、契約違反行為を抑制する必要がある。</p> <p>現在の契約書では当該年度の貸付料の1割に相当する金額を違約金として定めているが、貸付料そのものが少額となっているため、今後は違約金の算定方法を改正するか、あるいは具体的な金額を定めるべきである。（意見-62）</p>	<p>旧農業大学校の公有財産（土地）の貸付契約における違約金の規定について、令和8年4月の契約更新の際に、「当該年度の貸付料の1割」から、「契約金額（貸付料年額に貸付け期間を乗じた額）の3割」へと改めた。</p> <p>（農林水産総合技術支援センター）</p>	措置済み

令和元年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
 監査テーマ：住宅施策に係る事務事業の執行について

III その他の住宅に関する施策

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	森を木づかう住宅資金貸付制度			

111-113	<p>森を木づかう住宅資金貸付制度については、その利用実績からすると制度の抜本的な見直しが必要と言わざるを得ず、県産材消費の出口戦略としては、他の施策の検討も必要である。 (意見 41)</p>	<p>令和7年度を以て「森を木づかう住宅資金貸付事業」については廃止し、令和8年度に新たに住宅資金貸付制度「地域に木づかう住宅資金貸付事業」を創設した。</p> <p>新たな制度では、現状の住宅価格を勘案し、貸付額を増額（新築2,000万円から3,000万円、リフォーム900万円から1,350万円）、また令和8年度から、建築物の省エネ基準（国交省）の補完的な基準「気候風土適応住宅」（※）に徳島県型の認定基準が新設され、この基準に上記貸付制度と同様の県産材利用に関する基準を盛り込むことで、住宅施策と連動した貸付制度とし、引き続き一般住宅での県産材利用促進に取り組んでいく。</p> <p>（※）気候風土適応住宅 地域の気候・風土に根ざした住宅を建築物省エネ法の枠組みの中で保護・継承するため策定する基準であり、国が定めるものに加えて地方公共団体が独自の基準を設定することができる。</p> <p style="text-align: right;">（林業振興課）</p>	措置済み
---------	---	--	------

令和6年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置

監査テーマ：指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について

【制度所管課】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
46-47	<p>指定管理の対象施設について</p> <p>対象施設の組み合わせについて</p>	<p>指定管理の対象施設の組み合わせは、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきである。したがって、指定管理の対象施設の組み合わせは、</p>	<p>対象施設の組み合わせについて、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討する仕組みを構築し、令和8年度から運用する予定である。</p> <p style="text-align: right;">（人事課）</p>	措置予定

		施設所管課のみで判断するのではなく、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討するよう すべきである。 【制度所管課】（意見 2）		
49-50	指定管理者制度を継続させることの是非について	公の施設について、指定管理者制度を継続するか、直営等他の管理方法とするかについて、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討するよう すべきである。 【制度所管課】（意見 4）	施設の管理方法について、全庁的な第三者委員会等で定期的に再検討する仕組みを構築し、令和 8 年度から運用する予定である。 (人事課)	措置予定
モニタリングについて				
96	県によるモニタリングの体制について	制度所管課において、十分なモニタリングの実施に向け、外部の専門家の活用も含め体制整備を検討すべきである。 【制度所管課】（意見 36）	モニタリングのあり方を含めた制度運用全体に係る客観的なチェック体制を構築し、令和 8 年度から運用する予定である。 (人事課)	措置予定
97	モニタリングとしての利用者等の意見把握について	制度所管課において、指定管理者のみならず施設所管課自身が指定管理施設の利用者等の意見を直接把握できる仕組みも検討すべきである。 【制度所管課】（意見 37）	施設所管課が施設利用者等の意見を直接把握できる仕組みとして、令和 7 年 12 月に各指定管理施設の担当窓口を明示したホームページを作成し、公表した。 (人事課)	措置済み
その他について				
103	指定管理者制度の制度所管体制について	制度所管課においては、指定管理者制度全般の検討、評価を担う専門的知見を持つ外部委員を含めた第三者委員会等の常置について積極的に検討されたい。 【制度所管課】（意見 42）	第三者組織等の設置を含めた制度全体に係る客観的なチェック体制を構築し、令和 8 年度から運用する予定である。 (人事課)	措置予定

【施設名：東部防災館（対象施設 1）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	指定管理者の募集について			
54-55	募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開するべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】（意見7）	東部防災館は、新施設であったため、収支状況や利用状況等の実績はなかった。 令和14年度の次回指定管理者募集時は、指摘を踏まえた資料を公表する。 (防災対策推進課)	措置予定
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	令和14年度の次回指定管理者募集時は、添付資料も含め公開する。 (防災対策推進課)	措置予定
56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。 【対象施設：全】（意見9）	令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、適切な募集期間を設定する。 (防災対策推進課)	措置予定
57		東部防災館の指定管理者の募集に当たり、新規募集であり、また、10年の指定期間でありながら、2か月に満たない募集期間を設定したことは著しく不適當である。 【対象施設：1】（指摘1）	令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、適切な募集期間を設定する。 (防災対策推進課)	措置予定
57	現地説明会について	指定管理者の募集期間中に実施される現地説明会については、申請者の拡大や利便性向上の観点から相当な間隔をあけて日程を複数回設けることが望ましい。 【対象施設：1、3、4】（意見10）	令和14年度の次回指定管理者募集時は、現地説明会について日程を複数回設け、申請者の拡大や利便性向上につなげる。 (防災対策推進課)	措置予定
58-59	東部防災館の	東部防災館の指定管理者の募集以前に実施	令和14年度の次回指定管理者募集時まで、	検討中

	<p>指定管理者募集経過について</p>	<p>された民間提案募集は、募集期間が短期間であることや民間提案が採用された事業者を指定管理者の選定に当たり適切な加点割合や加点の基準を十分に検討することなく加点を行ったといった点が不適當であり、また、実質的には指定管理者の募集と異ならないため不必要であった。仮に民間提案募集を行うのであれば、指定管理者制度に係る運用マニュアルに準じて指定管理者募集と同程度の十分な情報公開や募集期間を設定し多数の応募を確保する工夫をした上、選定された事業者について指定管理者の選定に当たり加点をするべきではない。</p> <p>【対象施設：1】（意見 11）</p>	<p>今回の民間提案募集のスキームや運営内容等について検証し、公の施設としての在り方を検討する。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	
64-65	<p>応募書類に含まれる収支計画書について</p>	<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定すべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 14）</p>	<p>令和 14 年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、指定管理業務の実態を踏まえた収支計画書の費目分類となるよう見直しを行う。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置予定
65-66		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見 15）</p>	<p>令和 14 年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、収支計画書の各費目について説明できるよう見直しを行う。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置予定
	<p>指定管理者の選定について</p>			

68-70	第1回選定委員会の開催時期について	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 17）</p>	<p>令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、時間的余裕のあるスケジュールで第1回選定委員会を開催する。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置予定
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 18）</p>	<p>令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」を参照し、指定管理料の多寡が得点差に反映されるよう検討する。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	措置予定
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 20）</p>	<p>令和14年度の次回指定管理者募集時は、「指定管理者制度に係る運用マニュアル」をはじめ、全庁的な方針に従う。</p> <p>（防災対策推進課）</p>	検討中

85	協定の内容等について			措置予定
	修繕について	<p>施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手续が必要とされるところ、どのような場合に事前の手续が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるように、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 (意見 26)</p>	<p>事前手続を要する「施設に重大な影響を及ぼす修繕」について、施設に即した検討を行い、令和14年度の次回指定管理者募集時に基本協定書に定義する。</p> <p>(防災対策推進課)</p>	

II 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
115-116	東部防災館について			
	指定期間について	<p>東部防災館について、指定期間を例外的に10年としたことに合理的理由は見いだせない。</p> <p>【対象施設：1】 (意見 50)</p>	<p>東部防災館は、指定管理者に一定の設備投資(改修)を課す公募を行ったことから、指定管理者の経営を安定させ、より質の高いサービスの提供が行えるよう、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参考に減価償却を考慮し、指定期間を10年と設定した。</p> <p>今後の管理運営状況を踏まえ、令和14年度の次回指定管理者募集時の指定期間を検討する。</p> <p>(防災対策推進課)</p>	検討中
	116	要求水準書の規定について	<p>東部防災館での指定管理者の募集において、条例改正を要する利用時間拡大を前提とした提案ができるかのような記載があったが、指定管理者の募集に当たっては不確実な条件を前提とした提案をさせるべきではない。</p> <p>【対象施設：1】 (意見 51)</p>	<p>令和14年度の次回指定管理者募集時では、現在の利用時間を前提とした提案を受けることを明記するなどの配慮を行う。</p> <p>(防災対策推進課)</p>
117	施設の運営実	指定管理料を変更すべき事情が生じた場合、	令和7年度開催した外部有識者による第三者	措置済み

117-118	態に応じた指定管理料の変更について	影響を受ける可能性のあるすべての費目を考慮すべきである。 【対象施設：1】（意見52）	委員会において、すべての費目について検証・評価し、必要な指定管理料の変更を行った。 （防災対策推進課）	
	指定管理料の見直しについて	東部防災館について、基本協定書第28条第2項に基づき、速やかに第三者委員会を設置し、管理運営内容の検証・評価を実施すべきである。 【対象施設：1】（意見53）	令和7年度に外部有識者による第三者委員会を設置し、適正な指定管理料を含む施設の管理運営内容について検証・評価を実施した。 （防災対策推進課）	措置済み

【施設名：あすたむらんど（対象施設2）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
指定管理者の募集について				
54-55	募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】（意見7）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 （交流拠点戦略課）	検討中
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 （交流拠点戦略課）	検討中
56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。 【対象施設：全】（意見9）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 （交流拠点戦略課）	検討中

62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見13）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（交流拠点戦略課）</p>	検討中
64-65		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見14）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（交流拠点戦略課）</p>	検討中
65-66		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見15）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（交流拠点戦略課）</p>	検討中
68-70	<p>指定管理者の選定について</p> <p>第1回選定委員会の開催時期について</p>	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけ</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p>	検討中

		<p>の時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】 （意見 17）</p>	(交流拠点戦略課)	
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】 （意見 18）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>(交流拠点戦略課)</p>	検討中
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】 （意見 20）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>(交流拠点戦略課)</p>	検討中
	協定の内容等について			
77-78	報奨金・ペナ	報奨金は対象施設を想定よりも上回る成績	現在、施設のあり方について見直しを進めてお	検討中

	ルティ等の設定について	<p>で運営したことに対する報奨であり、ペナルティは想定よりも下回る運営となったことに対して与えられるものである。そして、その想定には一定の幅があっても良いのであるから、それぞれが発生する数値基準を一致させる必要性はない。報奨金制度を採用する施設においては、次回の指定管理者の募集の際には、報奨金の基準となる数値をペナルティの基準となる数値よりも高い基準に設定することなどを含めて検討を行い、報奨金発生基準が不当に低くならないようにすべきである。</p> <p>【対象施設：2、6】（意見21）</p>	<p>り、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（交流拠点戦略課）</p>	
81-83	収支実績の報告について	<p>一部の対象施設では、年度終了時に、指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類による実績報告が行われていない。実績報告のない収支計画は検証ができないことにとどまらず、実績を意識しない収支計画の策定を誘発しかねない。指定管理者に対して年度終了時の実績報告として指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類によって行うよう求めるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、9】（指摘3）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、原則として、収支計画書と実績報告書等の費目を統一するとともに、費用の内訳が分かりにくいもの等、詳細な説明が必要な場合には、別途参考資料の提供を求めることとした。</p> <p>（交流拠点戦略課）</p>	措置済み
81-83		<p>指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】【制度所管課】（意見24）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、原則として、収支計画書と実績報告書等の費目を統一するとともに、費用の内訳が分かりにくいもの等、詳細な説明が必要な場合には、別途参考資料の提供を求めることとした。</p> <p>（交流拠点戦略課）</p>	措置済み
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p>	検討中

		<p>随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見25）</p>	（交流拠点戦略課）	
85	修繕について	<p>施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手续が必要とされるところ、どのような場合に事前の手续が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 （意見26）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（交流拠点戦略課）</p>	検討中
87-88		<p>あすたむらんどでの修繕費について、年間2,500万円を超える場合に県と指定管理者のどちらが負担するのか必ずしも明らかではない。疑義が生じないように基本協定書の規定を改めるべきである。</p> <p>【対象施設：2】（意見29）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（交流拠点戦略課）</p>	検討中
	情報公開について			
99	選定結果の公表に当たり公表される議事概要について	<p>選定結果とともに公開される議事概要については、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、5、8】（意見39）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（交流拠点戦略課）</p>	検討中
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	<p>選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見40）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（交流拠点戦略課）</p>	検討中

II 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	あすたむらんどについて			
119	指定管理者の募集、審査に関する記録の保管について	あすたむらんどについて、今回の監査に際して施設所管課は指定管理者募集時の申請書類を発見することができなかったが、そのような書類管理はあまりにもずさんである。また、選定委員会の採点表は、事後的な検証が可能となるよう、原本を保管すべきである。 【対象施設：2】（指摘20）	書類管理には細心の注意を払うとともに、選定委員会の採点表は、事後的な検証が可能となるよう、必ず原本を保管することとしている。 （交流拠点戦略課）	措置予定
119-120	募集時の添付資料と説明について	指定管理者の募集に当たっては、既存の指定管理者とその他の者との間に大きな情報格差があることを考慮し、応募者間の公平性を害することのないよう十分な情報開示や説明がなされるべきである。 【対象施設：2】（意見54）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 （交流拠点戦略課）	検討中

【施設名：人権教育啓発推進センター（対象施設3）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	指定管理の対象施設について			
47-48	施設管理のウエイトが小さい指定管理について	指定管理においては、基本的には施設の管理をメインとすべきであり、施設の管理以外の部分は適正な範囲にとどめるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：3】【制度所管課】（意見3）	本施設は「徳島県立人権教育啓発推進センターの設置及び管理に関する条例」により、人権教育・啓発に関する事業を行うことを管理運営の核としているところ。本施設と同様に人権教育啓発事業を実施し、かつ、指定管理として複合施設内に入居している他県の施設を確認したところ、指定管理料に占める維持管理費の割合は同程度であったことから、本施設の業務範囲及び経費構成は適正な範囲内であると判断し、現行の管理体制を	不措置

			<p>継続する。今後もモニタリング等を通じ、業務が設置目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、継続的に確認していく。</p> <p>(多文化共生・人権課)</p>	
指定管理者の募集について				
54-55	募集時における情報公開について	<p>指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開するべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。</p> <p>【対象施設：全】(意見7)</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者募集時には、施設の収支状況や利用状況および第三者への委託状況の詳細について、公開することとする。</p> <p>(多文化共生・人権課)</p>	措置予定
55-56		<p>指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。</p> <p>【対象施設：全】(意見8)</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者募集時には、募集要項、要求水準書に加え、添付資料についても県ホームページ上で公開することとする。</p> <p>(多文化共生・人権課)</p>	措置予定
56-57	募集期間について	<p>指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定するべきである。</p> <p>【対象施設：全】(意見9)</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者募集時には、可能な限り長期の募集期間を設定することとする。</p> <p>(多文化共生・人権課)</p>	措置予定
57	現地説明会について	<p>指定管理者の募集期間中に実施される現地説明会については、申請者の拡大や利便性向上の観点から相当な間隔をあけて日程を複数回設けることが望ましい。</p> <p>【対象施設：1、3、4】(意見10)</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者の募集時には、現地説明会を複数回開催することとし、日程間隔も1週間以上あけることとする。</p> <p>(多文化共生・人権課)</p>	措置予定
59-62	過年度の決算状況の開示について	<p>指定管理者の募集の際に、応募予定者に開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とは、特段の事情のない限り、費目を一致させるべきである。制度所管課は、その旨を</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者募集時には、参考資料に記載していた過年度決算が、応募予定者に提出させる収支計画書の費目と一致させて開示することとする。</p>	措置予定

		施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：3、5、8】【制度所管課】（意見12）	（多文化共生・人権課）	
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見13）	収支計画書において、収入計と支出計が等しくなるよう収支計画を作成させる旨の注意書きを削除する。加えて、収支計画書提出時において、収入と支出が一致せず、応募者に利益が生ずる場合でも提出可とする旨を募集要項に明記することとする。 （多文化共生・人権課）	措置予定
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見14）	令和8年度の次回指定管理者募集時に提出させる収支計画書の費目は、業務の実態を踏まえた費目とすることとする。 （多文化共生・人権課）	措置予定
65-66		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見15）	令和8年度の次回指定管理者募集時に提出させる収支計画書について、業務の実態を踏まえた費目を設け、個別の収入・支出がどの費目に該当するか、適切に説明を行うこととする。 （多文化共生・人権課）	措置予定
	指定管理者の選定について			

68-70	第1回選定委員会の開催時期について	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 17）</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者募集時において、選定委員会は選定委員から出された意見を反映できるように、余裕をもったスケジュールを確保し開催することとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 18）</p>	<p>令和8年度の次回指定管理者募集時において、指定管理料の多寡が審査時の得点に十分反映するよう審査基準の見直しを行うこととする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 20）</p>	<p>選定委員会の外部委員に支払う報償について、応募書類等の内容検討に要した時間も算定基準に含めることとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置中

協定の内容等について				
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見25）</p>	<p>第三者使用における相手先業者選定の際、入札や相見積りを行うなど原則競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には、県に業者選定理由を書面で示すことを基本協定書で定めることとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
85	修繕について	<p>施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手续が必要とされるところ、どのような場合に事前の手续が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 （意見26）</p>	<p>事前の手續が必要な修繕について、施設所管課と指定管理業者双方が明確に判断できるよう、基本協定書において用語の定義を行うこととする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
85-86		<p>一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：3、4、5、7、8】 【制度所管課】（意見27）</p>	<p>指定管理者において修繕を行う場合、原則として競争に付すものとし、1者随意契約を行う際には、業者選定理由を示すよう、基本協定書で定めることとする。</p> <p>（多文化共生・人権課）</p>	措置予定
情報公開について				
99	選定結果の公	選定結果の公表に当たっては選定委員会の	令和8年度の次回指定管理者選定結果公表時	措置予定

99	表に当たり公表される議事概要について	議事概要も公表すべきである。 【対象施設：1、3、5】（指摘12）	には、選定委員会の議事概要を公表することとする。 （多文化共生・人権課）	
		選定結果とともに公開される議事概要については、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載すべきである。 【対象施設：1、2、3、5、8】（意見39）	令和8年度の次回指定管理者選定結果公表時には、選定委員会における議論の状況、選定にいたる経緯や選定委員の意見などが把握できるように、議事概要に記載することとする。 （多文化共生・人権課）	措置予定
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。 【対象施設：全】（意見40）	令和8年度の次回指定管理者募集時に公開する募集要項、要求水準書および参考資料については、次々回の指定管理者募集時まで公開を継続することとする。 （多文化共生・人権課）	措置予定

【施設名：青少年センター（対象施設4）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
指定管理者の募集について				
54-55	募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】（意見7）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、収支状況や、利用状況の詳細、現指定管理者において委託している業務の内容や費用の詳細についても可能な限り公開する。 （男女参画・青少年課）	措置予定
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、公開する。 （男女参画・青少年課）	措置予定

56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。 【対象施設：全】（意見9）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、募集期間について、可能な限り長期の期間を設定する。 （男女参画・青少年課）	措置予定
57	現地説明会について	指定管理者の募集期間中に実施される現地説明会については、申請者の拡大や利便性向上の観点から相当な間隔をあけて日程を複数回設けることが望ましい。 【対象施設：1、3、4】（意見10）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、現地説明会について、相当な間隔を開けて日程を複数回設ける。 （男女参画・青少年課）	措置予定
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見13）	令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集に当たり提出を求める収支計画書については、必ずしも収入額と支出額を一致させることを求めないこととする。 （男女参画・青少年課）	措置予定
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定すべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】【制度所管課】（意見14）	令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高い費目分類とするよう見直しを行うこととする。 （男女参画・青少年課）	措置予定
65-66		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応	令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、応募者に提出させる収支計画書の費目について補足説明などにより、第三者の視点から検証比較が可能となるよう配慮を行うこととする。	措置予定

		<p>募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 15）</p>	(男女参画・青少年課)	
指定管理者の選定について				
67-68	外部委員の人選について	<p>外部委員の人選は、当該施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにするのはもちろんのこと、少なくとも同一部局が所管する指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきである。制度所管課は、どの範囲の指定管理対象施設の管理運営に利害関係がある者を選任しないようにすべきであるかを検討し、外部委員の人選において利害関係者に該当することを理由として選任を避けるべき者の範囲に関する方針を改めた上、施設所管課に周知して遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：4】 【制度所管課】（意見 16）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、選定委員会における外部委員の人選に当たっては、当該施設の利害関係者はもとより、当該選定委員会の利害関係者等、県全体の選定手続きの公正さに疑義が生じる可能性がある者は選定しない。</p> <p>(男女参画・青少年課)</p>	措置予定
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 17）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集に当たり開催する選定委員会は、選定委員から出された意見を反映できるよう、原則として第1回選定委員会の開催から募集要項の公表まで2週間程度の期間を設けることとする。</p> <p>(男女参画・青少年課)</p>	措置予定
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算す</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集時の審査基準の設定に当たっては、指定管理料の多寡について配点として適正かつ十分に反映されるよう行うこととする。</p>	措置予定

		<p>る方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 18）</p>	(男女参画・青少年課)	
75	内部委員による審理への関わり方について	<p>選定委員会において、内部委員は、あくまでも選定委員としてその職責に当たるべきであり、選定後の県による指定管理者に対する指導等について約束、説明したりあるいは意見を受け付けたりするような振る舞いを行うべきではない。</p> <p>【対象施設：4】（意見 19）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時の選定委員会においても、内部委員は、選定委員の一員として審査を行うことを職責とする。</p> <p>(男女参画・青少年課)</p>	措置予定
75-76	外部委員の報酬について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報酬の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 20）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集時の外部委員に支払うべき報酬については、実績が確認でき、かつ役務の提供の対価を支払うことが相応しい場合においては、関係基準等に基づき会議の出席時間以外も算定の基礎とする。</p> <p>(男女参画・青少年課)</p>	措置予定
協定の内容等について				
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見 25）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、第三者使用における相手先業者の選定については、原則として「入札や相見積りを行うなど競争を付するものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと」を基本協定書で定める。</p> <p>(男女参画・青少年課)</p>	措置予定

85	修繕について	施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手续が必要とされるところ、どのような場合に事前の手续が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 (意見 26)	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合は、どのような場合か、明確に判断できるよう、基本協定書で定義する。 (男女参画・青少年課)	措置予定
85-86		一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：3、4、5、7、8】【制度所管課】 (意見 27)	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として「入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと」を基本協定書で定める。 (男女参画・青少年課)	措置予定
100	情報公開について			
	選定結果の公表に当たり公表される議事概要について	青少年センターにおいて、選定結果とともに公開される議事概要について、実際の選定委員会の議論状況とは異なる印象を与えるものがあった。議事概要は、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などを正確に記載すべきである。 【対象施設：4】(指摘 13)	令和9年度の次回指定管理者募集にかかる選定委員会の議事概要については、議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などを正確に記載を行うこととする。 (男女参画・青少年課)	措置予定

【施設名：障がい者交流プラザ（障がい者交流センター等）（対象施設5）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	指定管理者の募集について			

54-55	募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開すべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】（意見7）	令和9年度の次回指定管理者募集時は、「過去3年間の収支状況や施設利用状況」を公開することとする。また、第三者へ委託している業務については、その内容等の詳細も公開することとする。 （障がい福祉課）	措置予定
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	令和9年度の次回指定管理者募集時は、応募の検討材料となる管理施設の収支状況などの添付資料も県のホームページ上で公開することとする。 （障がい福祉課）	措置予定
56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。 【対象施設：全】（意見9）	令和9年度の次回指定管理者募集時は、可能な限り長期の募集期間を設定することとする。 （障がい福祉課）	措置予定
59-62	過年度の決算状況の開示について	指定管理者の募集の際に、応募予定者に開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とは、特段の事情のない限り、費目を一致させるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：3、5、8】【制度所管課】（意見12）	令和9年度の次回指定管理者募集時は、過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書の費目は一致したものとする。 （障がい福祉課）	措置予定
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見13）	令和9年度の次回指定管理者募集時は、応募者を十分に確保する取組を行った上で、収支計画書における収支の均衡は求めないこととする。 （障がい福祉課）	措置予定
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる	令和9年度の次回指定管理者募集時は、応募者	措置予定

65-66		<p>収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 14）</p>	<p>に提出させる収支計画書の費目について、制度所管課が示す費目分類を基本としつつ、指定管理業務の実態に沿うものに見直した上で、その費目分類により指定管理者から実績報告を求めることとする。 (障がい福祉課)</p>	
65-66		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 15）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、応募者に提出させる収支計画書の各費目について、制度所管課が示す方針を基本としつつ、指定管理業務の実態に即して説明を行うこととする。 (障がい福祉課)</p>	措置予定
68-70	指定管理者の選定について			
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 17）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、第1回選定委員会の開催スケジュールを見直し、募集要項の公表までに十分な期間を確保することとする。 (障がい福祉課)</p>	措置予定
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となってい</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、制度所管課が示す審査基準例を基本に、配点を見直すとともに、指定管理料の多寡が適切に得点に反映されるよう換算方法を改めることとする。</p>	措置予定

		<p>る。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 18）</p>	(障がい福祉課)	
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 20）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、外部委員に支払うべき報償について、実績が確認でき、かつ役務の提供の対価を支払うことが相応しい場合においては、算定の基礎とする。</p> <p>(障がい福祉課)</p>	措置予定
協定の内容等について				
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見 25）</p>	<p>第三者使用における相手先業者は、指名競争入札又は随意契約の方法で選定している。</p> <p>なお、随意契約においては、予定価格の額に応じた見積徴収業者数を定め、見積り合わせにより競争に付しており、1者随意契約を行う際には、業者選定理由を明らかにした上で契約している。</p> <p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、第三者使用における相手先業者の選定に係るこれらのルールを、基本協定書において定めることとする。</p> <p>(障がい福祉課)</p>	措置予定
85	修繕について	<p>施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手续が必要とされるところ、どのような場合に事前の手续が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集時は、「施設に重大な影響を及ぼす修繕」という用語について基本協定書等で定義し、どのような場合に事前の手续が必要となるかを明確にすることとする。</p> <p>(障がい福祉課)</p>	措置予定

		定義すべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 (意見 26)		
85-86		一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：3、4、5、7、8】【制度所管課】 (意見 27)	一定の金額を超える修繕の実施における業者は、指名競争入札又は随意契約の方法で選定している。 なお、随意契約においては、予定価格の額に応じた見積徴収業者数を定め、見積り合わせにより競争に付しており、1者随意契約を行う際には、業者選定理由を明らかにした上で契約している。 令和9年度の次回指定管理者募集時は、これらのルールを、基本協定書において定めることとする。 (障がい福祉課)	措置予定
86-87		障がい者交流センター等の修繕費について、県と指定管理者のどちらが負担すべきかは大規模修繕に該当するかどうかで判断することになっているが、金額基準も設けることが望ましい。 【対象施設：5】 (意見 28)	これまでは、基本協定書別紙に記載の大規模修繕以外の修繕費については、緊急性及び所要額の多寡に応じ、県と指定管理者が協議の上、どちらが実施者となるかを決定していた。また、所要額の多寡の判断の目安は、原則として1件20万円が県と指定管理者との共通認識である。 御意見を踏まえ、令和9年度の次回指定管理者募集時は、基本協定書に金額基準を明記することとする。 (障がい福祉課)	措置予定

【施設所管課：木のおもちゃ美術館（対象施設6）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	指定管理者の募集について			
54-55	募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開するべきである。また、施	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。	検討中

		設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】（意見7）	（林業振興課）	
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 （林業振興課）	検討中
56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。 【対象施設：全】（意見9）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 （林業振興課）	検討中
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見13）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 （林業振興課）	検討中
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定すべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】 【制度所管課】（意見14）	現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。 （林業振興課）	検討中
65-66		指定管理者の募集の際に応募者に提出させ	現在、施設のあり方について見直しを進めてお	検討中

		<p>る収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 15）</p>	<p>り、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（林業振興課）</p>	
指定管理者の選定について				
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 17）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（林業振興課）</p>	検討中
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（林業振興課）</p>	検討中

		【対象施設：全】 【制度所管課】 （意見 18）		
75-76	外部委員の報酬について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報酬の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】 （意見 20）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（林業振興課）</p>	検討中
協定の内容等について				
77-78	報奨金・ペナルティ等の設定について	<p>報奨金は対象施設を想定よりも上回る成績で運営したことに対する報奨であり、ペナルティは想定よりも下回る運営となったことに対して与えられるものである。そして、その想定には一定の幅があっても良いのであるから、それぞれが発生する数値基準を一致させる必要性はない。報奨金制度を採用する施設においては、次回の指定管理者の募集の際には、報奨金の基準となる数値をペナルティの基準となる数値よりも高い基準に設定することなどを含めて検討を行い、報奨金発生基準が不当に低くならないようにすべきである。</p> <p>【対象施設：2、6】 （意見 21）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（林業振興課）</p>	検討中
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】 （意見 25）</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>（林業振興課）</p>	検討中
85	修繕について	施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する	現在、施設のあり方について見直しを進めてお	検討中

		<p>場合には事前の手續が必要とされるどころ、どのような場合に事前の手續が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 (意見 26)</p>	<p>り、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>(林業振興課)</p>	
	情報公開について			
101	選定結果の公表に当たり添付される資料について	<p>選定結果の公表に当たり次回募集時まで公開する情報としては、募集時の募集要項や要求水準書の本文のみならず、添付資料についてもすべて公開を継続すべきである。</p> <p>【対象施設：全】 (意見 40)</p>	<p>現在、施設のあり方について見直しを進めており、公募の際には、指定管理者の選定方法・内容についても改める予定である。</p> <p>(林業振興課)</p>	検討中
	その他について			
106-107	光熱費高騰に対する指定管理料の増額について	<p>木のおもちゃ美術館では、募集要項で光熱水費の実績額が基準額を超える又は下回る場合には調整を行うことになっているが一切調整を行っていない。更には光熱費影響額に対する指定管理料の増額まで行っており不当である。光熱費影響額についての指定管理料の増額と光熱水費の実績額が基準額を下回った部分については、指定管理者と協議の上調整を行うべきである。</p> <p>【対象施設：6】 (指摘 16)</p>	<p>令和4年度における光熱費影響額に対する指定管理料の増額については、精査したうえで、指定管理者と協議し返還手続を行い令和8年2月に収納済みである。</p> <p>(林業振興課)</p>	措置済み

II 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	木のおもちゃ美術館について			

127-128	自主事業について	<p>木のおもちゃ美術館における自主事業である「一口館長（サポーターズボード）プロジェクト」では指定管理者が協賛金を受領することになるが、協賛金が計画どおり支出されことなく指定期間が終了した場合の協賛金の処理については不明瞭な状態となっている。施設所管課は、この点について指定管理者との間で速やかに取り決めを行うべきである。また、自主事業の承認に当たっては、指定期間が終了するなどして指定管理者が変更する場合を想定し、あらかじめ自主事業の内容に応じた協議や合意をなすべきである。</p> <p>【対象施設：6】（意見56）</p>	<p>木のおもちゃ美術館における自主事業である「一口館長（サポーターズボード）プロジェクト」については、協賛金の収支実績を毎月、指定管理者から報告してもらい執行状況を確認できる体制とした。また、指定期間の終了や指定管理者の変更を想定し、協賛金の処理方法について指定管理者と別途協議を行い、対応方法を定めた。</p> <p>（林業振興課）</p>	措置済み
---------	----------	---	--	------

【施設名：旧吉野川流域下水道（対象施設7）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
	指定管理者の募集について			
54	申請資格について	<p>指定管理者の募集要件として、申請資格者が著しく絞られるような要件を設定すべきではない。また、募集要件に係る記載は一義的に理解できるような表現を用いるべきである。</p> <p>【対象施設：7】（意見6）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、県外企業が県内企業と共同して応募する場合において「県内企業が主たる役割を担う」としてきた要件を撤廃する。また、募集要件に係る記載は、わかりやすい表現を用いる。</p> <p>（水環境整備課）</p>	措置予定
54-55	募集時における情報公開について	<p>指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開するべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開するべきである。</p> <p>【対象施設：全】（意見7）</p>	<p>令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、公開すべきでない資料を除き、第三者への委託状況について、可能な限り公開する。</p> <p>（水環境整備課）</p>	措置予定

55-56		<p>指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見 8）</p>	<p>令和 10 年度の次回指定管理者募集時に当たり、公開すべきでない資料を除き、要求水準書の添付資料について、可能な限り公開する。 （水環境整備課）</p>	措置予定
56-57	募集期間について	<p>指定管理者の募集期間について、2 か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。 【対象施設：全】（意見 9）</p>	<p>令和 10 年度の次回指定管理者募集時に当たり、募集期間について、可能な限り長期の期間を設定する。 （水環境整備課）</p>	措置予定
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見 13）</p>	<p>令和 7 年 6 月 9 日付け人第 190 号の通知により、令和 10 年度の次回指定管理者募集時に当たり、提出を求める収支計画書については、必ずしも収入額と支出額の一致させることを求めないこととする。 （水環境整備課）</p>	措置予定
64-65		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定すべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 14）</p>	<p>令和 7 年 6 月 9 日付け人第 190 号の通知により、令和 10 年度の次回指定管理者募集時に当たり、応募者に提出させる収支計画書の費目について、制度所管課が示す費目分類を基本としつつ、指定管理業務の実態に沿う重要性の高い費目分類により収支計画書の提出を求める。 （水環境整備課）</p>	措置予定
65-66		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上</p>	<p>令和 7 年 6 月 9 日付け人第 190 号の通知により、令和 10 年度の次回指定管理者募集時に当たり、応募者に提出させる収支計画書について、業務の実態に沿う重要性の高い費目分類により、どの費目に該当するか、適切に各費目の説明を行う。</p>	措置予定

		<p>の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 15）</p>	(水環境整備課)	
指定管理者の選定について				
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	<p>第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 17）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、選定委員会からの十分な意見聴取と検討を行うため、原則として第1回選定委員会の開催から募集要項の公表までは2週間程度の期間を設ける。</p> <p>(水環境整備課)</p>	措置予定
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 18）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、審査基準の設定時には、指定管理料の多寡が十分反映されるよう配点を設定する。</p> <p>(水環境整備課)</p>	措置予定
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、外部委員に支払うべき報償について、実績が</p>	措置予定

		<p>時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 20）</p>	<p>確認でき、かつ役務の提供の対価を支払うことが相応しい場合においては算定の基礎とする。</p> <p>（水環境整備課）</p>	
協定の内容等について				
83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見 25）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、第三者使用における相手先業者の選定については、原則として「入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと」を基本協定書で定める。</p> <p>（水環境整備課）</p>	措置予定
85-86	修繕について	<p>一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：3、4、5、7、8】 【制度所管課】（意見 27）</p>	<p>令和7年6月9日付け人第190号の通知により、令和10年度の次回指定管理者募集時に当たり、修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として「入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すこと」を基本協定書で定める。</p> <p>（水環境整備課）</p>	措置予定
その他について				
112	決裁の時期、方法について	<p>一部の監査対象施設では、光熱費の補填のための指定管理料（固定納付額）の協定変更が行われたが、そのための協定変更は会計年度内に行う必要があることから、翌会計年度になってからそのような協定変更を実際に行ったことは不適切であった。</p> <p>【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘 18）</p>	<p>指定管理施設の物価等高騰影響額については、当該年度内に相当額を算定し、協定変更を行うよう、令和7年度に運用の見直しを行った。</p> <p>（水環境整備課）</p>	措置済み

112-113		<p>一部の監査対象施設において、会計年度末である3月31日時点では補填すべき電気代の金額が明らかではなかったにもかかわらず、3月31日付けで電気代の補填を行うための公文書が補填すべき電気代の具体的な金額を示した上で作成されていた。このような公文書作成は、公文書記載の日付に当該文書を作成できるだけの情報・状況が存在したかのような正しくない外観が作出されることになるものであり、不適切であった。決裁が完了した日より前の日付の公文書を作成することは慎むべきである。 【対象施設：2、5、6、7、8、9】（指摘19）</p>	<p>指定管理施設の物価等高騰影響額については、当該年度内に相当額を算定し、協定変更を行うよう、令和7年度に運用の見直しを行った。 (水環境整備課)</p>	措置済み
---------	--	--	---	------

【施設名：藍場町地下・松茂駐車場（対象施設8）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
指定管理の対象施設について				
46-47	対象施設の組み合わせについて	<p>指定管理の対象施設の組み合わせについては、従前の管理状況にとらわれることなく、管理の合理性等を客観的に検討して決定すべきであり、藍場町地下・松茂駐車場においては、藍場町地下駐車場と松茂駐車場とを併せて募集する理由は合理性に欠けるものであることから、藍場町地下駐車場と松茂駐車場とを併せて募集することについては再検討すべきである。【対象施設：8】（意見1）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に向けて、藍場町地下駐車場と松茂駐車場とを併せて募集することについて再検討する。 (企業局経営企画課)</p>	検討中
指定管理者の募集について				
54-55	募集時における情報公開について	<p>指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開するべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託し</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、収支状況や利用状況の詳細、現指定管理者において委託している業務の内容や費用の詳細についても可能な限り公開する。</p>	措置予定

		ている場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】（意見7）	（企業局経営企画課）	
55-56		指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、保安上の理由等により公開すべきでない資料を除き、要求水準書の添付資料についても、公開する。 （企業局経営企画課）	措置予定
56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定すべきである。 【対象施設：全】（意見9）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、募集期間について、可能な限り長期の期間を設定する。 （企業局経営企画課）	措置予定
59-62	過年度の決算状況の開示について	指定管理者の募集の際に、応募予定者に開示する過年度の決算と応募者に提出させる収支計画書とは、特段の事情のない限り、費目を一致させるべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：3、5、8】【制度所管課】（意見12）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、過年度決算と収支計画書の各費目については原則として統一する。 （企業局経営企画課）	措置予定
62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見13）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、応募者に提出を求める収支計画書の記載要領を改める。 （企業局経営企画課）	措置予定
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定すべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高い費目分類とするよう見直しを行う。	措置予定

65-66		<p>出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 14）</p>	（企業局経営企画課）	
		<p>指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 15）</p>	<p>令和 9 年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和 7 年度 6 月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、応募者に提出させる収支計画書について、費目に係る補足説明などにより、第三者の視点から検証比較が可能となるよう配慮を行う。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
68-70	指定管理者の選定について			
	第 1 回選定委員会の開催時期について	<p>第 1 回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第 1 回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第 1 回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 17）</p>	<p>令和 9 年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和 7 年度 6 月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、選定委員から出された意見を反映できるよう、選定委員会は余裕を持ったスケジュールを確保し、開催する。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に</p>	<p>令和 9 年度の次回指定管理者募集にあたっては、令和 7 年度 6 月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、新査基準の設定について、固定納付金の多寡について配点として適正かつ十分に反映される審査基準とする。</p>	措置予定

		<p>換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 18）</p>	(企業局経営企画課)	
75-76	外部委員の報酬について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報酬の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 20）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、外部委員に支払うべき報酬について、実績が確認でき、かつ役務の提供の対価を支払うことが相応しい場合においては、算定の基礎とする。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置予定
協定の内容等について				
80-81	報奨金・ペナルティ等の設定について	<p>変動納付金の発生基準となる額を指定管理に応募した者の収支計画における収入予定金額とすることは適切ではない。変動納付金の発生基準となる額は、過去の収入実績に基づいて県側において決定するなどの方法を検討し、適切に設定すべきである。</p> <p>【対象施設：8】（意見 23）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、変動納付金の発生基準となる額について、県側において設定する。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置予定
81-83	収支実績の報告について	<p>指定管理者に対しては、協定などの取り決めにより、年度終了時の指定管理者募集の際の収支計画書と同様の費目分類により収支の実績を報告するよう求めるべきである。そして、その実績報告と収支計画とを照合することによる収支の適否のチェックも行うべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 24）</p>	<p>年度終了時に提出される実績報告については、収支計画書における費目分類により報告するよう、基本協定書において明示する。また、引き続き、実施計画と収支計画とを照合し、収支の適否のチェックを行う。</p> <p>(企業局経営企画課)</p>	措置予定

83-84	管理運営期間中の第三者使用について	<p>一定の金額を超える第三者使用における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見25）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、第三者使用における相手先業者の選定について、原則として「入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべき」趣旨を基本協定書等で明示する。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
85	修繕について	<p>施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手续が必要とされるところ、どのような場合に事前の手续が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 （意見26）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合はどのような場合か、明確に判断できるよう、基本協定書等で定義する。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
85-86		<p>一定の金額を超える修繕の実施における相手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、修繕を行う際の相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである</p> <p>【対象施設：3、4、5、7、8】 【制度所管課】（意見27）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、令和7年度6月の指定管理者制度運用見直し通知に基づき、修繕の実施における相手先業者の選定について、原則として「入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべき」趣旨を基本協定書等で定める。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定
99	情報公開について 選定結果の公表に当たり公表される議事概要について	<p>選定結果とともに公開される議事概要については、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載すべきである。</p> <p>【対象施設：1、2、3、5、8】（意見39）</p>	<p>令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、選定委員会における議論の状況、選定に至る経過や選定委員の意見などが把握できる程度の情報を記載し、公開する。</p> <p>（企業局経営企画課）</p>	措置予定

Ⅱ 個別の対象施設に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
135	藍場町地下・松茂駐車場について			
	利用時間について	駐車場の利用時間について、募集時に一律に定めるのではなく、申請者の自由な提案が可能となるような募集とすることが望ましい。 【対象施設：8】（意見58）	令和9年度の次回指定管理者募集に当たっては、駐車場の利用時間について、申請者の自由な提案が可能な募集となるよう見直しを行う。 （企業局経営企画課）	措置予定

【施設名：牟岐少年自然の家（対象施設9）】

I 複数の対象施設に共通する事項に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
54-55	指定管理者の募集について			
	募集時における情報公開について	指定管理者の募集に当たっては、その資料として当該施設の収支状況や利用状況の詳細を把握し、これを公開するべきである。また、施設管理において業務の一部を第三者へ委託している場合、委託している業務の内容や費用の詳細についても公開すべきである。 【対象施設：全】（意見7）	令和8年度の次回指定管理者募集時には、資料として当該施設の収支状況や利用状況及び第三者への委託状況について公開する。 （生涯学習課）	措置予定
	55-56	指定管理者の募集に当たっては、募集要項や要求水準書の添付資料についても、すべて県のホームページ上で公開すべきである。 【対象施設：全】（意見8）	令和8年度の次回指定管理者募集時には、指定管理者の募集要項や要求水準書の添付資料を県のホームページ上で公開する。 （生涯学習課）	措置予定
56-57	募集期間について	指定管理者の募集期間について、2か月程度との指針は最低限の期間であり、可能な限り長期の募集期間を設定するべきである。 【対象施設：全】（意見9）	募集期間を含む一連の公募スケジュールについて検討を行い、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。 （生涯学習課）	検討中

62-64	応募書類に含まれる収支計画書について	指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書では、応募者自身の利益となる額を考慮せずに収入額と支出額を一致させること（すなわち収入額と支出額との差額である応募者自身の利益となる額をゼロとすること）を要求すべきではない。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見13）	令和8年度の次回指定管理者募集時には、収支計画書における収入額と支出額を必ずしも一致させることを要求しない。 （生涯学習課）	措置予定
64-65		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書の費目は、その費目分類により実績報告を指定管理者に行わせることを前提に、指定管理業務の実態を踏まえて重要性の高いものをピックアップして設定するべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の費目を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】 【制度所管課】（意見14）	応募者に提出させる収支計画書の費目に関して、指定管理業務の実態を踏まえて見直しを検討し、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。 （生涯学習課）	検討中
65-66		指定管理者の募集の際に応募者に提出させる収支計画書については、個別の収入・支出がどの費目に該当するかができる限り一義的に定まるよう、各費目について適切な説明を行うべきである。施設所管課は、次回の募集時には、応募者に提出させる収支計画書の説明を以上の観点から見直すべきである。また、制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：全】 【制度所管課】（意見15）	令和8年度の次回指定管理者募集時には、全庁的な指針に沿って、応募者に提出させる収支計画書の費目について個別の収入・支出がどの費目に該当するか適切な説明を行う。 （生涯学習課）	措置予定
指定管理者の選定について				
68-70	第1回選定委員会の開催時期について	第1回選定委員会は、選定委員から募集要項について抜本的な修正などを求める意見が出された場合であってもそれを反映できるだけの時間的余裕をもって開催すべきであり、特段	第1回選定委員会の開催時期を含む一連の公募スケジュールについて検討を行い、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。	検討中

		<p>の事情のない限り、書面開催としたり意見反映の余裕のないスケジュールで第1回選定委員会を開催したりすべきではない。制度所管課は、第1回選定委員会の開催時期についても標準的なスケジュールとして示すことも検討の上、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 17）</p>	(生涯学習課)	
70-75	審査基準について	<p>指定管理料の多寡に関する配点が少なくあるいは指定管理料の多寡を得点に換算する方法が妥当ではないため、指定管理料の多寡が得点差として十分に反映されない審査基準となっている。配点及び指定管理料の多寡を得点に換算する方法を改め、指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきである。制度所管課は、審査基準において経済性に関する項目の配点を適切に確保した上でその配点の範囲内で指定管理料の多寡が得点差に十分に反映されるようにすべきであることや収支内容の適正さや実現可能性などについては経済性に関する項目以外の項目で判断すべきものであることを施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 18）</p>	<p>指定管理料の多寡の評価への反映、審査項目の設定等、審査基準の改定について検討を行い、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。</p> <p>(生涯学習課)</p>	検討中
75-76	外部委員の報償について	<p>選定委員会の外部委員に支払うべき報償の金額については、会議に出席する時間のみならず応募書類等の資料を検討するために要した時間についても算定の基礎とすべきである。制度所管課は、その旨を施設所管課に周知し、遵守させるべきである。</p> <p>【対象施設：全】 【制度所管課】（意見 20）</p>	<p>外部委員への報償については、令和8年度の次回指定管理者選定における委員の実働の状況を踏まえながら判断して参る。</p> <p>(生涯学習課)</p>	検討中
	協定の内容等について			
83-84	管理運営期間	一定の金額を超える第三者使用における相	第三者使用における相手先業者の選定につい	検討中

	中の第三者使用について	手先業者の選定については、原則として入札や相見積りを行うなど競争を付すものとし、1者随意契約を行う際には業者選定理由を示すべきことを基本協定書で定めるようにすることが望ましい。制度所管課は、第三者使用における相手先業者の選定のルールを検討し、施設所管課に周知し、遵守させるべきである。 【対象施設：2、3、4、5、6、7、8、9】 【制度所管課】（意見25）	て協定書見直しの検討を行い、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。 （生涯学習課）	
85	修繕について	施設に重大な影響を及ぼす修繕に該当する場合には事前の手续が必要とされるところ、どのような場合に事前の手续が必要となるかが不明確な対象施設があった。この点について明確に判断できるよう、基本協定書等で適切に用語を定義すべきである。 【対象施設：1、2、3、4、5、6、8、9】 （意見26）	施設に重大な影響を及ぼす修繕の定義について、他施設の事例等を踏まえながら協定書の見直しの検討を行い、令和8年度の次回指定管理者募集時を目途に方針を決定する予定である。 （生涯学習課）	検討中
90		牟岐少年自然の家の基本協定書では、1件60万円以上の修繕は県が実施すべきとなっているにもかかわらず、指定管理者が実施し、指定管理料として支払っている。基本協定書に定められたとおりの運用を行うべきである。 【対象施設：9】（指摘10）	基本協定書別紙において「機能を維持するために行う修繕は規模にかかわらず、大規模修繕から除き、管理運営業務に含めるものとする。」と定めている。指定管理者が予定する修繕案件は、そのほとんどが「機能を維持するために行う修繕」に該当しており、「1件60万円以上の修繕はすべて県が実施する」といった運用はなじまないものとする。一方で、当該施設の老朽化に伴う修繕内容の多様化や増加により、基本協定書本文の妥当性の低下も見られるため、令和9年度からの次期指定管理期間においては、より適正な修繕のあり方を基本協定書に反映させる。 （生涯学習課）	措置予定

徳島県公安委員会規則第10号

生活安全警察関係の行政処分に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年5月29日

徳島県公安委員会委員長 稲 井 芳 枝

生活安全警察関係の行政処分に関する規則の一部を改正する規則

生活安全警察関係の行政処分に関する規則（昭和48年徳島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「平成18年法律第60号）」の次に「、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）」を加える。

附 則

この規則は、令和8年6月1日から施行する。